

○早島町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(平成18年7月1日要綱第8号)

改正 平成21年3月26日要綱第3号 平成25年3月28日要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、早島町（以下「町」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 早島町ウェブサイト
- (2) 早島町コミュニティバス
- (3) 早島町広報紙
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に係るもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 比較広告
- (13) 当該広告の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、掲載期間、掲載料等は、当該広告媒体を所管する部署において別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 町長は、広報紙、早島町ウェブサイト等により、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、広告媒体ごとに別に定める広告掲載申込書及び広告の原稿案等を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、次条に定める審査会の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする版下原稿又は広告物等を提出しなければならない。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定にかかわらず、回議をもって、審査会の審査に代えることができる。

- (1) 現に広告掲載をしている広告に係る掲載又は掲出の期間の更新
- (2) 過去に広告掲載の決定等を行ったものと同一の仕様による広告掲載
- (3) 軽微な仕様変更

(広告審査会の設置)

第8条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の審査等を行うため、早島町広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 第3条に規定する掲載基準に関すること。
- (2) 第7条に規定する広告の原稿案の審査に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関すること。

(審査会)

第9条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の庶務は、広報を所管する課において処理する。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、第7条第1項による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿及び広告物、その他一切の広告掲載に係る作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、申込み内容等に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。
- 4 広告主は、地方税を完納していなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第12条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号に該当する場合は、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 町長が指定する期日までに、掲載しようとする版下原稿又は広告物等を提出しなかったとき。
- (2) 町長が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他町長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日要綱第9号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

職名	充てる職
会長	副町長
委 員	法制を所管する課長
	人権を所管する課長
	商工業振興を所管する課長
	景観を所管する課長
	児童・青少年健全育成を所管する課長